

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成28年1月4日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社一関開発
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 一関複合商業施設西ブロック 一関市中里字南白幡26番地1ほか
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成27年12月18日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成27年12月17日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所